

## 東大和市立第七小学校・第九小学校統合検討会議設置要綱

(設置)

第1条 東大和市立第七小学校（以下「第七小学校」という。）と東大和市立第九小学校（以下「第九小学校」という。）の統合（以下「施設整備」という。）に伴い、東大和市教育委員会が策定する施設整備に係る基本構想（以下「基本構想」という。）の策定に向け、新しい時代の学びを実現する最適な教育環境の在り方のほか、複合化する地域の施設等について検討するため、東大和市立第七小学校・第九小学校統合検討会議（以下「検討会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、基本構想の策定に向けて、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 施設整備に係る基本構想（案）に関すること。
- (2) その他教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 第七小学校学校運営協議会委員、第九小学校学校運営協議会委員及び特別支援教育関係者。（以下「委員」という。）
- (2) 前号の学校運営協議会委員に変更が生じた場合は、変更後の委員をもって組織する。
- (3) その他、教育長が必要と認める者。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の所掌事務が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討会議に委員長及び副委員長を置く。

- 2 検討会議に委員長を置き、第七小学校長をもって充てる。
- 3 検討会議に副委員長を置き、第九小学校長をもって充てる。
- 4 委員長は、検討会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第6条 検討会議は、必要に応じて、委員長が招集する。

(意見の聴取)

第7条 検討会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴取することができる。

(庶務)

第8条 検討会議の庶務は、教育委員会教育部教育総務課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月15日から施行し、第2条に定める事務の終了をもって廃止する。